

【香南市天然色市場指定管理者募集要項】

香南市天然色市場について管理運営業務を行う指定管理者を公募します。

1. 施設の概要

- (1) 名 称 香南市天然色市場
- (2) 所 在 地 高知県香南市吉川町吉原 1841 番地 2
- (3) 敷地等概要 敷地面積 3,116.48 m²、建築面積 300.03 m²、延床面積 197.65 m²
- (4) 建 物 構 造 木造平屋建て
- (5) 建物の概要
直販所及び飲食スペース 98.28 m²、加工室 37.86 m²、倉庫①4.73 m²、
倉庫②4.73 m²、食品庫 3.67 m²、冷凍冷蔵庫 13.85 m²、更衣室 6.86 m²、
事務室 7.96 m²、 便所 19.71 m²、その他（物販スペース 64.73 m²）
- (6) 備 品 別紙一覧のとおり

2. 業務目的

香南市天然色市場の管理運営業務について、地方自治法及び香南市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例、香南市天然色市場の設置及び管理に関する条例に則り、香南市天然色市場の効用を最大限に発揮させるとともに、効果的な管理運営の推進を図られることを目的とします。

香南市天然色市場の管理・運営については、次に掲げる項目に沿って行うこととします。

- (1) 施設の設置目的を踏まえ、行政の代行としての基本姿勢に立って適切な管理運営を行うとともに、公の施設であることを念頭におき、施設の利用に関し公正・公平性を確保すること
- (2) 創意工夫のある企画や効率的な運営などにより、施設利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、施設利用者や市民等の意見を運営に反映し、満足度の向上に努めること
- (3) 地元生産者や関係団体等との連携を図り、農水産物や特産品等を継続的に供給する仕組みや体制を構築するとともに、観光の拠点として魅力あふれる地域情報の提供を積極的に推進すること
- (4) 取り扱う商品の品質管理を徹底し、食の安全確保に努めること
- (5) 誰もが快適かつ安全に施設を利用できるよう、定期的な清掃や施設美化、施設の清潔感の保持に努めること
- (6) 個人情報の保護を徹底すること
- (7) 運営に支障をきたさない勤務形態（労働基準法、労働安全衛生法に準拠）を構築すること

3. 指定管理が行う業務

業務の範囲は次のとおりです。なお、これらの業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、部分的な業務の委託であって、市が承認したものについては、専門の業者等に委託できるものとします。

- (1) 香南市内特産品等の販売に関する業務
- (2) 食材の加工販売に関する業務
- (3) 飲食物の調理及び販売に関する業務
- (4) 観光情報及び地域情報等の発信に関する業務
- (5) 施設及び付属設備の維持管理及び保守管理に関する業務
 - ① 建築物、付属施設及び備品の維持管理及び保守管理に関すること
 - ② 駐車場の維持管理に関すること
 - ③ 施設及び施設周りは定期的に清掃及び整理整頓を行うとともに、施設内の良好な環境を維持すること
- (6) 施設の運営及び利用に関する業務
 - ① 利用の許可、不許可及び取り消しに関すること
 - ② 利用料金の徴収に関すること
 - ③ 施設の総務・経理に関すること
 - ④ 利用者の拡大、集客の促進に関すること
 - ⑤ 市等が企画する各種事業、大会、イベント等への協力に関すること
 - ⑥ その他、市長が必要と認めること
- (7) 施設の魅力を高めるために効果的であると認められる自主事業に関すること
- (8) 地域活動への貢献に関すること
- (9) 危機管理に関すること
 - ① 施設内の秩序を維持し、事故、盗難、破損等の犯罪や火災等の災害の発生を予防し、利用者の安全を図ること
 - ② 緊急時対策、防犯・防災対策についてマニュアルを作成し、職員への周知・徹底を行い、年1回以上の訓練等を実施すること
 - ③ AED等の救護対応を確認・徹底し、事故が発生した場合は、その原因、状況及びこれに対する処置を報告すること
 - ④ 地震、火災等の災害が発生した場合には、迅速かつ的確に情報を施設利用者に伝達するとともに、適切な避難誘導、安全確保を行うこと
- (10) その他施設の管理上必要な業務
 - ① 適正な職員の配置に関すること
 - ② 事業報告書等の作成及び提出に関すること
 - ③ その他、市長が必要と認めること

4. 指定管理の期間

令和9年4月1日～令和14年3月31日までとします。ただし、期間内であっても管理

を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消す場合があります。

5. 基本的事項

基本事項は次のとおりです。ただし、営業時間及び定休日については、必要に応じて協議のより変更を可能とします。

(1) 営業時間 午前 7 時 00 分から午後 7 時 00 分までのうち 6 時間以上

(2) 定休日 12 月 28 日から 1 月 4 日まで

(3) 利用料金

利用料金は、香南市天然色市場の設置及び管理に関する条例に掲げる額の範囲内において、指定管理者が予め市長の承認を得て定めるものとします。

(4) 係法令等の遵守

管理運営を実施するにあたり、下の法令をはじめ関連する法令等を遵守してください。

- ① 香南市天然色市場の設置及び管理に関する条例、同施行規則
- ② 香南市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例、同施行規則
- ③ 香南市個人情報保護法施行条例、同施行細則
- ④ 香南市情報公開条例、同施行規則
- ⑤ 香南市環境基本条例
- ⑥ 地方自治法、消防法、食品衛生法、労働基準法など

6. 管理運営の処理に必要な経費等

(1) 指定管理者は、管理運営の処理に必要な経費を利用料金及び自主事業の収入によって賄うこととします。

(2) 指定管理業務に必要な経費を下記の金額を上限に、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に指定管理委託料と支払う。なお、指定管理委託料の具体的な金額や支払い方法等は、指定管理者と協議のうえ、毎年度ごとに協定書で定めます。

年間指定管理委託料上限額 1,863,000 円

(3) 毎年度の事業報告書及び収支報告書において、事業の未実施、規模縮小等により、過大と認められる年度残額（余剰金）が生じた場合は、市へ返還を求める場合があります。

(4) 管理運営の実施により欠損が生じても、原則として市は補填しません。

7. 申請の手続き

(1) 応募資格

- ① 高知県内事業者（主たる事業所（本社又は本店）を置く法人）またはその他の団体であること
- ② 次の者に該当しないこと
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同条を準用する場合を含む）の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者

オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者

カ 指定管理者の指定の手続きにおいて、その公平な手続きを妨げた者又は公平な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

キ 国税（法人税及び消費税）、都道府県税又は香南市税（香南市に事業所を設置していない事業所は、本店の届出をしている自治体の税）を滞納している団体（法人以外の団体にあつては、その代表者が国税（所得税、消費税）、都道府県税又は香南市税（香南市に住所を有さない場合は、住所を管轄する自治体の税）を滞納している団体）

ク 香南市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する者

③ 団体の人員の数、資産の額その他経営の規模及び能率が該当施設を管理するにあたって適当と認められること

④ 施設を管理するにあたって資格、免許等が必要な場合は、その資格等を有していること。または、必要な時期までに取得できること。

⑤ 施設の性質又は目的に応じ、施設を管理するにあたって必要である事項を備えていること

⑥ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けた又は指定期間開始までに登録を受ける予定である団体等であること

（2）提出書類

次の書類を提出してください。

① 香南市公の施設に係る指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

② 施設の事業計画書

③ 管理に係る収支計算書（令和 5 年度から 3 か年分）

④ 団体の定款、寄附行為、登記事項証明書（申請日前 3 か月以内に取得したもの）又は規約等これに準ずる書類（法人以外の団体は、代表者の住民票の写し身分証明書）

⑤ 直近 2 年間の経営状況のわかる書類（貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失利益）に関する書類）

⑥ 団体の予算関係書類（直近 1 年分の事業計画書、資金収支計算書又はこれに準ずる書類）

- ⑦ 団体の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ⑧ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど、団体の概要がわかるもの
- ⑨ 役員名簿及び経歴を記載した書類
- ⑩ 納税証明書
国税：未納の税額がないことの証明 証明書の種類「その3」
県税：滞納がない旨の証明
市税：滞納がない旨の証明
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
- ⑫ その他必要と思われるもの（類似施設における業務実績を記載した書類、資格証の写しなど）

(3) 提出方法等

申請を希望される団体は、提出書類を次の受付期間内に提出ください。なお、提出された書類は返却いたしません。

- ① 受付期間
令和8年8月1日（火）午前9時から令和8年9月30日（水）午後5時まで
- ② 提出先
〒781-5292 香南市野市町西野 2706
香南市商工観光課
TEL 0887-50-3013 FAX 0887-50-3014
メールアドレス shoukou@city.kochi-konan.lg.jp
- ③ 提出方法
追跡情報が残る郵送又は持参。

(4) 質問等に関する事項

募集要項の内容等に関する質問については、次のとおりです。

- ① 質問事項の受付期限
令和8年9月15日（火）午後5時15分まで
- ② 質問方法
質問書にご記入の上、ファックス又は電子メールで商工観光課まで提出ください。
※口頭・電話での質問は受け付けません。
- ③ 回答方法
随時回答します。なお、質問及び回答は、全申請者に公表およびホームページ等で公開します。

(5) その他

- ① 申請に要する経費は、申請者の負担とします。
- ② 候補者の選考や審査結果の公表、指定管理者の決定等に必要な場合は、提出書類の全部又は一部を複写します。
- ③ 提出された申請書類は、香南市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、開示又は公表することがあります。

- ④ 事前に現地施設を視察したい場合は、前もって商工観光課にご連絡ください。

8. 指定管理者の選定

- (1) 選定は、公の施設に係る指定管理者選定委員会において選定し候補者を決定のうえ、香南市議会の議決を経て指定されます。
- (2) 原則として、提出された書類で審査を行うが、個別にヒアリングを実施する場合は、別途ご連絡します。
- (3) 提出された書類について、内容が明瞭でない場合また現実的でない認められる場合においては失格とすることがあるので、具体的かつわかりやすい申請に努めてください。
- (4) 選定については、下記別表の審査項目に基づき行います。
- 選定結果については、公の施設に係る指定管理者選定委員会後に書面でお知らせします。

【審査基準】

(1) 収支計画書	20 点
① 安定して管理運営が行える適正な収支予算となっているか	
② コスト縮減につながる提案がなされているか	
(2) 施設の運営・維持管理等	45 点
① 基本方針が施設の設置目的に合致しているか	
② 施設の維持管理と清掃による適正な衛生管理が図られているか	
③ サービス向上が図られているか	
④ 利用促進の施策に創意工夫はあるか	
⑤ 利用者の意見や要望を運営に反映させる工夫がなされているか	
⑥ 苦情処理の体制は明確になっているか	
⑦ 個人情報の適切な取り扱いが行われているか	
⑧ 防犯、防災対策は適切か	
⑨ 災害や事故等緊急時の体制、対策は適切か	
⑩ 表示や警備員の配置等、利用者の安全確保が図られているか	
⑪ 宣伝広報等の取り組みができているか	
⑫ 各種イベントとの連携が図られているか	
(3) 業務遂行能力	35 点
① 安定して管理運営業務が遂行できる組織体制か	
② 施設管理に適した職員が配置されているか	
③ 安定的な運営が可能な財政状況にあるか	
④ 地域や地元団体等との連携が図られているか	
⑤ 地域内調達が図られているか	
⑥ 地域の雇用創出につながっているか	
⑦ 地域の活性化につながるものか	

⑧ リサイクル等環境に配慮した取り組みを行っているか	
⑨ 騒音やごみ処理などについて周辺住民等への配慮がなされているか	
⑩ 職員の育成について方針等が明確になっているか	
⑪ その他業務遂行上必要と思われる事項について	

9. 問い合わせ先

香南市商工観光課

〒781-5292 香南市野市町西野 2706

TEL 0887-50-3013

FAX 0887-50-3014

E-mail shoukou@city.kochi-konan.lg.jp

【参考資料】

令和 6 年度から令和 7 年度までの運営状況

(基本：午前 9 時から午後 4 時)

1. 職員体制と利用状況

年度	職員数（人）	営業日数（日）	レジ通過人数（人）	備考
6	・正社員 1 ・パート 3	307	24,454	
7	・正社員 1 ・パート 3	309	20,940	

2. 施設管理必要経費（令和 7 年度実績）

経費項目	年間金額
電気料	約 2,689,000 円
水道料	約 67,000 円
警備・保守	約 280,000 円